

登園許可証

甲南立正保育園

園児名 _____

平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

疾患名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日経過するまで
麻疹	解熱した後3日経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（带状疱疹）	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺等の腫脹が発現した後、5日を経過し全身状態が良好になるまで
百日咳	5日間の適正な薬剤による治療終了、または特有な咳が消失するまで
結核	感染の恐れがなくなってから
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間を空けて連続2回の検便にいずれも菌陰性が確認されてから
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
流行性結膜炎	伝染のおそれなくなるまで
溶連菌感染症	服用後2日を経過するまで
手足口病	解熱・全身症状良好 食事摂取が可能になるまで
ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ肺炎	解熱・主症状改善 全身状態も良好となるまで
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス）	嘔吐・下痢等のの症状が治まり、普段の食事が取れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身症状がよいこと
突発性発疹	解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと

*上記の疾患は、医師の許可を頂いてからの登園となります

保育園長殿

上記の者は、上記感染症が軽快し、集団生活に支障がないと認めためて登園を許可します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名